

一般道路における最高速度規制の点検・見直し結果について
(平成 29 年度～令和 2 年度)

1 最高速度規制の点検・見直しの経緯

- 平成 25 年 12 月の「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」において、
 - ・ 交通事故死者を減少させるためには、速度規制や取締りによる適切な速度管理が必要
 - ・ 速度管理の必要性について国民に理解を得ることが重要
 - ・ 一般道路については、40km/h 規制、50km/h 規制を中心に、交通事故の発生状況等を勘案しつつ見直しを行っていくべきとされた。
- 平成 29 年 12 月に「一般道路における交通事故抑止に資する総合的な速度管理の推進について（通達）」を発出し、平成 29 年度～令和 2 年度にかけて、今回の最高速度規制の点検・見直しを実施した。

2 今回の最高速度規制の点検・見直しの結果

- 平成 21 年度以降の点検・見直しの中で、最長・最多となる 20,293km (6,588 区間) を対象に点検・見直しを実施し、点検対象区間の約 14% に当たる 2,900km (1,206 区間) において、最高速度の引上げを決定。

点検・見直し対象路線	20,293km (6,588 区間)
引上げ決定路線	2,900km (1,206 区間)
引上げ決定率	14.3%
引上げ済み路線	2,542km (1,111 区間)
引上げ済み率	12.5% (引上げ決定路線のうち 87.6%)
現状維持路線	17,391km (5,523 区間)
引下げ路線	2 km (2 区間)

- 今回の最高速度の引上げにおいて、実勢速度の上昇傾向や交通事故の増加傾向は見られない。

3 今後の取組

過去に最高速度規制の点検・見直しを行った路線かどうかにかかわらず、実勢速度をはじめとした交通実態を調査・分析することにより、最高速度規制の合理性を点検し、当該規制の見直しを含めた必要な道路交通環境の改善を推進する。